

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人佐藤義弥の上告趣意第一点のうち、最高裁昭和四〇年（あ）第六五号同四二年一一月八日大法廷判決・刑集二一巻九号一一九七頁を引用して判例違反をいう点は、右判例は事案を異にし、本件に適切でなく、最高裁昭和四六年（あ）第一九〇一号同四八年三月二〇日第三小法廷判決・刑集二七巻二号一三八頁を引用して判例違反をいう点は、右判例は、虚偽過少申告行為がそれ自体不正行為にあたる旨判示しており、所論の趣旨の判断を示していないから、所論は前提を欠き、同第二点は、憲法三一条、三七条違反をいう点を含め、その実質は単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五六年九月四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	環		昌	一
裁判官	横	井	大	三
裁判官	寺	田	治	郎